

件名	愛媛県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例の一部を改正する条例				
主管課	国体総務企画課				
根拠法令等	愛媛県スポーツ推進計画(策定中)				
<p>【改正の概要】</p> <p>国民体育大会・全国障害者スポーツ大会開催基金を「スポーツの推進に関する施策」の実施経費に充当できるようにするため、愛媛県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例（平成 17 年条例第 92 号）を一部改正する。</p> <p>○条例名の改正 改正後：愛媛県スポーツ推進基金条例</p> <p>○第 1 条（設置）の改正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 72 回国民体育大会及び第 17 回全国障害者スポーツ大会の<u>成果を継承し、スポーツの推進に関する施策の実施に要する経費の財源に充てるため、</u>（中略）。</td> <td>第 72 回国民体育大会の開催及び開催準備、同大会に向けた競技力向上対策並びに第 17 回全国障害者スポーツ大会の<u>開催及び開催準備に要する経費の財源に充てるため、</u>（中略）。</td> </tr> </tbody> </table>		改正後	改正前	第 72 回国民体育大会及び第 17 回全国障害者スポーツ大会の <u>成果を継承し、スポーツの推進に関する施策の実施に要する経費の財源に充てるため、</u> （中略）。	第 72 回国民体育大会の開催及び開催準備、同大会に向けた競技力向上対策並びに第 17 回全国障害者スポーツ大会の <u>開催及び開催準備に要する経費の財源に充てるため、</u> （中略）。
改正後	改正前				
第 72 回国民体育大会及び第 17 回全国障害者スポーツ大会の <u>成果を継承し、スポーツの推進に関する施策の実施に要する経費の財源に充てるため、</u> （中略）。	第 72 回国民体育大会の開催及び開催準備、同大会に向けた競技力向上対策並びに第 17 回全国障害者スポーツ大会の <u>開催及び開催準備に要する経費の財源に充てるため、</u> （中略）。				
施行日					
<p>【その他参考事項】</p>					